

告 示

埼玉県告示第二百二十七号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和元年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

須山 太助	今村 浩一	溝口 正一	白田 裕子	高岡 尚均	井上 勇	竹並 和之	医師の氏名
害 ぼうこう又は直腸機能障	直腸機能障害 肢体不自由、ぼうこう又は	視覚障害	視覚障害	肢体不自由	直腸機能障害 肢体不自由、ぼうこう又は	害、肝臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障	指定障害区分
医療法人三愛会三愛会総合病院	医療法人眞美会麻見江ホスピタル	ち眼科 医療法人社団明正一会鴻巣駅みぞぐ	春日部市立医療センター	医療法人新井病院	医療法人啓仁会平成の森・川島病院	医療法人誠昇会北本共済医院	医療機関の名称
三郷市彦成三―七―十七	六 比企郡鳩山町大橋千六十	ルミ鴻巣一号館三階	春日部市中央六―七―一	二十八 久喜市久喜中央二―二―	十八―一 比企郡川島町畑中四百七	―一 北本市下石戸下五百十一	医療機関の所在地
同	同	平成三十一年三月三十一日	平成三十一年三月二十九日	平成三十一年三月七日	平成三十一年三月一日	平成三十一年二月二十二日	辞退年月日

肥田 修	合津 和央	高山 吉弘	山岸 宏江	日下 祐	高元 俊彦
聴覚障害	聴覚障害、平衡機能障害、 音声・言語機能障害	平衡機能障害、音声・言語 機能障害、そしてく機能障 害、肢体不自由	平衡機能障害、音声・言語 機能障害、そしてく機能障 害、肢体不自由	呼吸器機能障害	心臓機能障害
院 医療法人社団愛友会上尾中央総合病	医療法人顕正会蓮田病院	医療法人眞美会麻見江ホスピタル	医療法人若葉会若葉病院	医療法人秀和会秀和総合病院	医療法人秀和会秀和総合病院
上尾市柏座一―十一十	― 蓮田市根金千六百六十二	六 比企郡鳩山町大橋千六十	坂戸市戸宮六百九	春日部市谷原新田千二百	春日部市谷原新田千二百
同	同	平成三十一年四月一日	同	同	同

田屋 圭介	小櫃 保
肢体不自由	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害
医療法人三愛会三愛会総合病院	秩父市立病院
三郷市彦成三―七―十七	秩父市桜木町八―九
平成三十一年四月二十五日	同